

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人土木研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

業績手当について、独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

(寒地土木研究所長)

理事

監事

監事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。

・平成24年4月から国家公務員に準じた率(本給月額の前減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)

・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年3月に本給月額を平均0.5%引き下げた(平成23年4月分から平成24年2月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

注:役名は法律に合わせた表記にしたため、平成20年度分までの公表資料における役名と一部異なる。「理事(寒地土木研究所長)」は平成20年度分までの公表資料における「理事長代理」である。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	15,981	10,654	4,048	1,279 (役員特別調整手当)			
A理事	12,728	9,030	3,187	271 (役員特別調整手当) 117 (寒冷地手当) 123 (通勤手当)	4月1日		◇
B理事	13,515	8,402	3,325	1,512 (役員特別調整手当) 276 (単身赴任手当)	4月1日		◇
監事	12,006	7,796	2,911	935 (役員特別調整手当) 364 (通勤手当)			
監事(非常勤)	2,647	2,647					

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「役員特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤の役員に支給される手当である。

注3:A理事は、札幌市に所在する寒地土木研究所に置かれているため寒冷地手当を支給している。

注4:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注5:「役名」欄のうち、「A理事」は平成20年度分までの公表資料における「理事長代理」である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事 (寒地土木 研究所長)						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「区分」欄のうち、「理事(寒地土木研究所長)」は平成20年度分までの公表資料における「理事長代理」である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図りつつ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、国家公務員と同等のものとなるよう引き続き取り組む。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項により、法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとしていることから、国家公務員の給与水準に準拠して定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価を行い、業績手当の成績率、査定昇給、昇格の実施に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：業績手当 (査定分)	勤務成績に応じて成績率を増減している。
俸給	一定の期間を勤務した職員の勤務成績に応じて、昇給区分を決定している。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
(職員について)

- ・実施期間：平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容：一般職7級以上、研究職5級以上、任期付研究員(招へい型)4号俸以上(▲9.77%)、一般職3級から6級、研究職3級及び4級、任期付研究員(スタッフ型)、任期付研究員(招へい型)3号俸以下(▲7.77%)一般職2級以下、研究職2級以下(▲4.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容：役職手当(▲10%)、期末手当、業績手当(▲9.77%)、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、時間外勤務手当(減額後の俸給月額等により算出)

(役員について)

- ・実施期間：平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容：▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容：期末手当、業績手当(▲9.77%)、役員特別調整手当(▲9.77%)

国家公務員の給与法等改定に関連して、以下の措置を講ずることとした。

- ・平成24年6月期末手当から平成23年4月～平成24年2月までの較差相当分を減額して支給する。
- ・高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減する。

【給与再精査を踏まえた措置状況】

国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給しており、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組んでいる。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 329	歳 44.4	千円 6,745	千円 5,154	千円 94	千円 1,591
事務・技術	人 89	歳 45	千円 5,878	千円 4,445	千円 95	千円 1,433
研究職種	人 240	歳 44.1	千円 7,066	千円 5,417	千円 93	千円 1,649

任期付職員	人 9	歳 38.7	千円 5,136	千円 4,183	千円 81	千円 953
研究職種	人 9	歳 38.7	千円 5,136	千円 4,183	千円 81	千円 953

非常勤職員	人 54	歳 38.7	千円 3,593	千円 2,957	千円 108	千円 636
事務・技術	人 35	歳 37.6	千円 2,599	千円 2,139	千円 123	千円 460
研究職種	人 17	歳 39.9	千円 5,737	千円 4,722	千円 80	千円 1,015
自動車運転手	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、再任用職員の区分については、該当者がいないため、表示を省略している。

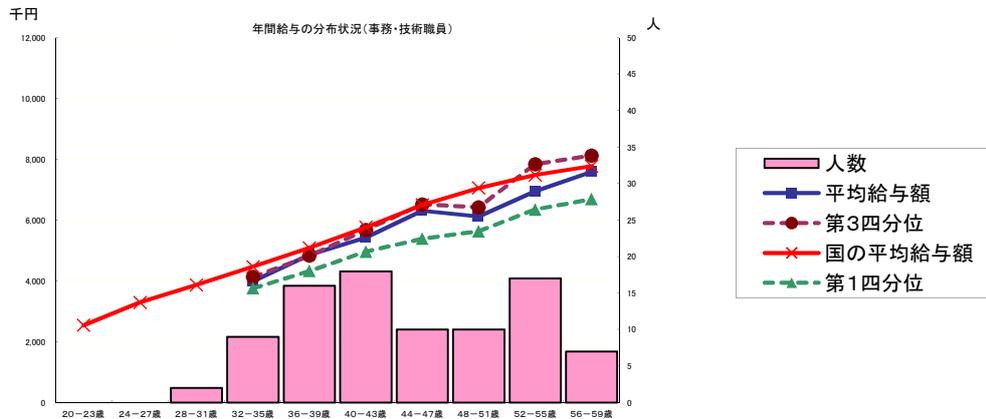
注3:常勤職員の医療職種及び教育職種、任期付職員の事務・技術職種、医療職種及び教育職種、非常勤職員の医療職種及び教育職種については、該当者がいないため、表示を省略している。

注4:自動車運転手の該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

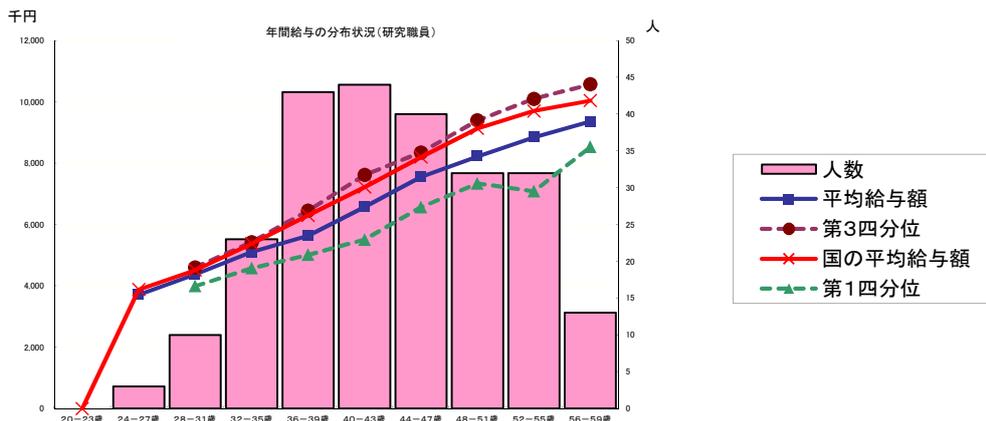
注2: 年齢28歳-31歳の該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外については記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
本部部長	2	—	—	—	—	—	—
本部課長	10	50.7	7,927	8,045	8,125	8,125	8,125
本部課長補佐	12	51.3	6,010	6,501	6,828	6,828	6,828
本部係長	44	45.7	5,171	5,646	6,219	6,219	6,219
本部主任	17	36.6	3,959	4,255	4,468	4,468	4,468
本部係員	2	—	—	—	—	—	—

注) 本部部長及び本部係員の該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外については記載していない。

(研究職員)



注: 年齢24-27歳の該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
本部研究部長	15	54.7	10,117	10,651	10,993	10,993	10,993
本部研究課長	32	49.6	8,789	9,393	9,957	9,957	9,957
本部主任研究員	95	46.0	6,813	7,384	7,976	7,976	7,976
本部研究員	84	37.7	4,816	5,095	5,510	5,510	5,510

注) 「本部研究課長」が「本部課長」に相当。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役	監査役、部長	部長、参事、課長	部長、参事、課長	参事、課長、室長、副参事	課長、室長、副参事	専門役、副参事、主査	主査、主任	主事、技師	主事、技師
人員(割合)	89	0 (%)	1 (1.1%)	0 (%)	1 (1.1%)	8 (9.0%)	6 (6.7%)	25 (28.1%)	46 (51.7%)	2 (2.2%)	0 (%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	59 39	59 51	57 41	54 32	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	6,583 5,697	6,252 5,008	5,223 4,285	5,169 2,804	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	8,569 7,484	8,097 6,689	7,100 5,676	6,637 3,685	千円	千円

注) 人員が1人または2人の級については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		グループ長、上席研究員	上席研究員、主任研究員	主任研究員	研究員	研究員
人員(割合)	240	42 (17.5%)	53 (22.1%)	53 (22.1%)	90 (37.5%)	2 (0.8%)
年齢(最高～最低)		59 44	57 38	57 34	51 26	歳
所定内給与年額(最高～最低)		8,517 6,270	7,174 5,133	6,033 3,494	4,864 2,783	千円
年間給与額(最高～最低)		11,639 8,119	9,202 6,632	7,654 4,733	6,301 3,610	千円

注) 人員が2人の級については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	63.7	64.6	64.2	
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	36.3	35.4	35.8	
最高～最低	46.4～32.4	48.8～29.7	44.0～31.0	
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	64.1	66.9	65.5	
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	35.9	33.1	34.5	
最高～最低	44.5～32.1	40.6～28.8	38.4～31.1	

(研究職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	61.4	64.9	63.2	
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	38.6	35.1	36.8	
最高～最低	54.2～32.6	45.0～29.8	47.8～31.5	
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	64.4	67.6	66.1	
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	35.6	32.4	33.9	
最高～最低	43.6～32.3	40.9～29.8	39.7～31.0	

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)	
対国家公務員(行政職(一))	93.5
対他法人(事務・技術職員)	87.5
(研究職員)	
対国家公務員(研究職)	91.4
対他法人(研究職員)	90.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 93.5
	参考
	地域勘案 97.2
	学歴勘案 93.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域・学歴勘案 97.1
	国より低い水準となっている。 【主務大臣の検証結果】 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 95% (国からの財政支出額 8,936百万円、支出予算の総額 9,417百万円：平成24年度予算)
	【検証結果】 当研究所の給与制度は国の職員に適用される給与法に準拠して定めており、対国家公務員指数、参考指数のいずれも100以下であることから給与水準は適正なものと考え。
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 91.4	
	参考	地域勘案 104.3 学歴勘案 93.3 地域・学歴勘案 103.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【地域・学歴を勘案した影響】 本調査の対象人員における役職手当の支給対象者の割合は全体の59.2%であった。しかし、地域・学歴を勘案した場合、一部の年齢階層において比較対象となる国家公務員平均給与額が存在せず、55人が調査対象から除外されたことにより、相対的に管理職層の割合が全体の66.5%と増加したため指数が押し上げられている。 扶養手当及び寒冷地手当の平均月額及び受給者数が指数を押し上げている。 ・扶養手当 平均月額：16,477円(国:12,166円) 受給者割合：72.1%(国:59.4%) ・寒冷地手当 受給者数：122人(国:9人) (国の係数は、平成24年国家公務員給与等実態調査による)	
	【主務大臣の検証結果】 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 95% (国からの財政支出額 8,936百万円、支出予算の総額 9,417百万円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 当研究所の給与制度は国の職員に適用される給与法に準拠して定めており、給与水準は適正なものとする。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。 【平成25年度に見込まれる指数】 年齢勘案 100.0を下回る指数 地域・学歴勘案 103.1を下回る指数	
その他	【支出総額(平成24年度決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合】 35.5% 【管理職の割合(平成25年4月1日現在の常勤職員数(任期付研究員、再雇用職員を除く)】 62.3% 【大卒以上の高学歴者の割合】 84.8%	

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減
給与・報酬等支給総額 (A)	千円 3,156,802	千円 3,465,008	千円 (%) △ 308,206 (△8.9)	千円 (%) △ 308,206 (△8.9)
退職手当支給額 (B)	千円 51,267	千円 76,072	千円 (%) △ 24,805 (△32.6)	千円 (%) △ 24,805 (△32.6)
非常勤役員等給与 (C)	千円 435,114	千円 441,183	千円 (%) △ 6,069 (△1.4)	千円 (%) △ 6,069 (△1.4)
福利厚生費 (D)	千円 497,468	千円 528,346	千円 (%) △ 30,878 (△5.8)	千円 (%) △ 30,878 (△5.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,140,651	千円 4,510,609	千円 (%) △ 369,958 (△8.2)	千円 (%) △ 369,958 (△8.2)

総人件費について参考となる事項

- ・「給与・報酬等支給総額」が対前年度比△8.9%となっているのは、臨時特例措置により減額して支給したことが主な要因である。
- ・「最広義人件費」が対前年度比△8.2%となっているのは、臨時特例措置により減額して支給したことによる「給与・報酬等支給額」の減額及びそれに伴う法定福利費の減少による「福利厚生費」の減額が主な要因である。
- ・給与特例措置による削減額の総額
 - ①役員 5,432千円
 - ②非常勤役員 287千円
 - ③事務・技術職員 61,107千円
 - ④研究職員 173,303千円
 - ⑤任期付研究員 13,981千円
- ・退職手当見直し措置による削減額の総額 1,549千円

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

【役員】

・平成25年1月1日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※1
- | | |
|----------------------------|--------|
| ①退職日が平成25年1月1日～平成25年9月30日 | 98/100 |
| ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 | 92/100 |
| ③退職日が平成26年7月1日～ | 87/100 |

【職員】

・平成25年1月1日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※2)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※2
- | | |
|----------------------------|--------|
| ①退職日が平成25年1月1日～平成25年9月30日 | 98/100 |
| ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 | 92/100 |
| ③退職日が平成26年7月1日～ | 87/100 |